
(仮称) 南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答書 (第1回)

令和2年3月24日

南薩地区衛生管理組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-1	6	第3章	1	(6)	エ 事業者の募集及び選定の手順	2月25日、政府によりコロナ対策基本方針以降、新型コロナウイルスの影響による各企業の事業活動に影響が出ている状況です。ついては、6月30日期限となっている入札提案書類の受付期限を1か月程度延期していただけないでしょうか。また、今後更に政府からの新たな方針の通知があった場合、その内容に基づいてスケジュール見直しをお願い致します。	現時点では、入札説明書に記載のとおりとします。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面的対話の実施や資料の提出方法など、状況に応じて変更する場合があります。
1-2	7	第3章	1	(6)	(イ) 運営業務	「組合は余熱利用施設を検討している」とありますが、施設内容等及び建設場所が定まっていれば、ご教示願います。	詳細は未定です。
1-3	8	第3章	1	(6)	(イ) 生活環境影響調査の実施	生活環境影響調査書の縦覧は6月とされていますが、提案書提出が6月末であることから、もう少し早く縦覧することは可能でしょうか。	現時点では、入札説明書に記載のとおりとします。素案がまとまりましたら、提示いたします。提示は令和2年5月下旬を予定しています。
1-4	11	第4章	2	(1)	本施設の建築物の施工を行う者の要件	本施設の建築物の設計を行う者と施工を行う者が異なる場合においては、施工を行う者がイ～オの要件を満たすことの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-5	11	第4章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	建築物の設計を行う企業がプラント設備の設計・施工を行う企業の下請けとなる形態もお認め頂けますでしょうか。（貴組合と契約を締結するのは、プラント設備の設計・施工を行う企業と建築物の施工を行う企業の共同企業体を想定しています。） その場合、参加資格申請書類は建築物の施工を行うものがア～オの要件を充足していることを証したうえで、建築物の設計を行うものがアの要件を充足することを証する書類を提出することによろしいでしょうか。（プラント設備の設計・施工を行うものが建築物の設計・施工を行う者の要件アを充足する書類を提出する必要があるでしょうか。）	前段、後段ともに可とします。 プラント設備の設計・施工を行うものが建築物の設計・施工を行う者の要件アを充足する書類を提出する必要はありません。
1-6	11	第4章	2	(1)	ウ	監理技術者の専任時期については、「監理技術者等の選任を要しない期間の明確化について」（国土交通省課長通知）に示されているとおり、工事着手までの設計期間を除くと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-7	11	第4章	2	(1)	オ	2020年2月7日付けで公表されました実施方針に関する回答No. 9のとおり、「本施設の建築物と同種又は類似の建築工事の実績」には、『地下を含む公共下水道工事業のポンプ場、公共水道事業の浄水場工事』が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-8	11	第4章	2	(2)	イ	監理技術者の専任時期については、「監理技術者等の選任を要しない期間の明確化について」（国土交通省課長通知）に示されているとおり、工事着手までの設計期間を除くと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-9	11	第4章	2	(2)	イ	当該建築物の監理技術者の配置について、配置期間は現地工事の開始前から本施設の引渡し日までと理解して宜しいでしょうか。また、本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件に記載のある監理技術者についてはプラント設備工事の開始日からと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-10	12	第4章	2	(3)	本施設の運営を行う者の要件	運営の主たる業務として示されている「運転管理業務」、「維持管理業務」についてそれぞれ異なる企業が担当する場合、それらを担当する企業のうち、一つの会社が（ア）（イ）の要件を満たすことにより宜しいでしょうか。（例えば、「運転管理業務」を担当する企業が（ア）（イ）を満たすことにより宜しいでしょうか。）	可とします。 可能な限り双方の経験を有する企業を配置してください。
1-11	12	第4章	2	(3)	ア	地方公共団体が出資する公益法人・財団法人の一般廃棄物処理施設を運転管理実績としてよいでしょうか。	可とします。
1-12	12	第4章	2	(3)	イ（イ）	現場総括責任者は第4章2(3)アの要件を満たす施設であれば、様式第8号-3に記載する施設以外の経験を有する者でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-13	15	第4章	6		共同企業体の設立	『本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件を満たす企業』と『本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件を満たす企業』が異なる場合においても、建築JVの設立は任意で良いと考えてよろしいでしょうか。（代表企業が建設事業者となり、『本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件を満たす企業』は協力企業かつ下請となることを想定）	可とします。
1-14	15	第4章	6		共同企業体の設立	建築物の施工を行う者が複数社存在する場合、建築物の施工を行う者で組成された甲型の特定建設工事共同企業体とプラント設備の設計・施工を行う代表企業が乙型の共同企業体を結成し貴組合と建設工事請負契約を締結することで対応してよろしいでしょうか。（その場合、提出を要するものは乙型の特定建設工事共同企業体協定書の写しを提出することでよろしいでしょうか。）	可とします。 参考として、建築物の施工を行う者で組成された甲型の特定建設工事共同企業体の写しも提出してください。
1-15	16	第4章	7	(1)	予定価格及び入札書比較価格	予定価格の建設費及び運営管理費の内訳が示されていませんが、個別の予定価格は問わず、総額において予定価格、入札書比較価格及び定量化限度価格を設定されているとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-16	16	第4章	7	(1)	予定価格及び入札書比較価格	建設工事分と運營業務分の内訳をご開示いただけないでしょうか。	No1-15の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-17	16	第4章	7	(1)	予定価格及び入札書比較価格	予定価格の内訳がありませんが、入札においては建設工事費と運営事業費それぞれに失格となる上限値は無く、合計金額についてのみ予定価格が上限値であるとの理解で宜しいでしょうか。	No1-15の回答をご参照ください。
1-18	19	第5章	2	(5)	ア 設計・施工期間における保証	「建設事業者は建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約保証金として契約の締結と同時に納付すること」とありますが、建設工事請負契約書（案）第4条の通り、契約保証金の納付ではなく、履行保証保険契約の締結等でもお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-19	19	第5章	2	(5)	イ 運営期間における保証	運営事業者は、運営期間における各事業年度について、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付する旨記載がございますが、運営業務委託契約書（案）P2(契約の保証)第4条に記載の(2)から(4)による対応によって、契約保証金に代わる担保の提供、もしくは納付の免除とみなしていただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-20	19	第5章	2	(5)	イ 運営期間における保証	「運営事業者は運營業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上の額を運営期間における各事業年度につき。当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること」とありますが、運營業務委託契約書（案）第4条の通り、契約保証金の納付ではなく、履行保証保険契約の締結等、第4条（2）（3）（4）いずれかの対応でもお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-21	28	第7章	1	(4)	参加資格申請書類	正本と副本の違いはございますでしょうか。（例えば、副本は正本の写し（複写）で可など）	副本は正本の写し（複写）で可とします。
1-22	30	第7章	3	(5)	添付資料	添付資料（様式第16号）も定量化審査の対象になるものと理解してよろしいでしょうか。枚数制限などの作成要領があればご教示願います。	審査に関する質問には回答しません。 添付資料は、枚数制限等の指定はありませんが、簡潔にとりまとめてください。 なお、様式第16号-1は、組合の財務計画にも係りますので現実的な数値をご記入ください。
1-23	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	参加資格確認申請書（様式第6号）となっておりますが、様式第5号ではないでしょうか。	参加資格確認申請書（様式第5号）と読み替えていただきますようお願いいたします。
1-24	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	「参加資格申請書（様式第6号）を表紙として」とありますが、様式「第6号」は「第5号」と読み替えて理解して宜しいでしょうか。	No1-23をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-25	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	「参加資格確認申請書(様式第6号)を表紙として、～」は「参加表明書(様式第2号)を表紙として、～」と読み替えてよろしいでしょうか。	No1-23をご参照ください。
1-26	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	「所定の順番」とありますが、「参加資格申請書」を表紙として、様式第2号～様式第8号の順番に並べるといふ理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-27	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	「正本1部、副本2部を提出する」とありますが、副本とは「正本の写し」といふ理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-28	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	参加資格申請書類の綴じ込み(例:紙ファイルに綴じ込み)は特に指定がないものと考えて宜しいでしょうか。	ファイル綴じのみ指定とします。
1-29	32	第8章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	A4、縦、左綴じとありますが、正・副本ともにファイル綴じ(キングファイル綴じ)でよろしいでしょうか。	No1-28をご参照ください。
1-30	32	第8章	3	(5)	入札書	電力会社との工事負担金として入札価格に含める10億円については設計・建設業務の対価に含めるという理解でよろしいでしょうか。その場合、様式第14号別紙1においてはどのように表記すればよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。後段は工事負担金を含めた金額を記載してください。
1-31	33	第8章	4	(5)	提案書	(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする)とありますが、例えば「(株)●●(以下、以下構成企業B)」との表現でも可と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-32	33	第8章	4	(5)	提案書	「ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。」とありますが、施設計画図書における正本1部については、記入するスペースの確保が困難なために、表紙のみに構成企業名を記入する方法か受付グループ名を削除して構成企業名を記入する方法としても宜しいでしょうか。	可とします。
1-33	33	第8章	4	(6)	提案書	「(6) 関心表明書は提出しないこと」との記載がありますが、様式第15号-1-7地域貢献で、地域貢献内訳記載の際の根拠としてどのような内容（記載）で明らかにすれば宜しいのかをご教示願います。	主旨を踏まえて、ご提案ください。なお、地域貢献は未達成時にはペナルティが発生することにご注意ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-34	34	第8章	6	(2)	保険	貴組合で加入を予定されている建物総合損害共済の保険料が算定できる資料のご開示をお願い致します。また『等』となりますが、他に加入を予定されているものはございますでしょうか。	現時点で開示できる資料がありませんので、「組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）等」に加入するが、当該保険料については運営事業者の負担とする。」を「組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）等」に加入し、当該保険料については組合の負担とする。」に訂正します。 要求水準書についても訂正します。 組合の所有となる車両については、自動車損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）への加入を予定しています。
1-35	34	第8章	6	(2)	保険	貴組合にて建物総合損害共済に加入され、当該保険料は運営事業者負担との記載がございましたが、入札時の公平を期すため、貴組合にて予定されている当該保険料をご教示願います。	No1-34を参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-36	35	第8章	6	(3)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、組合に確認し、了解を得たものに限り有効」とありますが、要求水準書 p. 1第1部第1章第2節2(1)に示される提案可能な事項については、要求水準書で規定されている内容であり、対象外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-37	41	別紙2	2	(2)	運營業務に係る対価	41頁では、「※4 [{年間売電量(実績値)-年間売電量(提案値)} ÷年間売電量(提案値) ≥ 0の場合、～売電収入増加分の対価として支払う。』と記載がありますが、43頁では「5%以上上回っていることが確認された場合に支払う」とあります。どちらの条件を正と理解すればよろしいでしょうか。	41頁を正とします。
1-38	41	別紙2	2	(2)	運營業務に係る対価	「※6：売電単価は、当該確認期間に組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価とする。」とありますが、現時点で電力会社と協議されている売電単価等の情報がありましたら、ご開示をお願いします。	現時点で開示できる情報はございません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-39	44	別紙2	2	(2)	インセンティブフィー	別紙2では、(年間売電量(実績)－年間売電量(提案値))÷年間売電量(提案値)≥0の場合、売電収入増加分の対価として支払うとありますが、P43では「実売電電力量が提案売電電力量を5%以上上回っている」場合に支払うとされています。インセンティブフィーは実売電電力量が提案売電電力量を5%以上上回っている場合に支払うとの解釈でよろしいでしょうか。	No1-37をご参照ください。
1-40	52	別紙4	3	(2)	地域経済への貢献金額未達成に係る措置	入札説明書では、地元企業の定義として、組合構成市内に本社・本店を有する企業としていますが、他方、要求水準書の246頁8項の地元雇用・地元企業の活用においては「地元企業とは組合構成市内に本店又は支店を有する企業を指す。」と記載があります。組合構成市内にある支店や営業所から購入した場合は、地元経済への貢献金額の中に含めてもよろしいでしょうか。	組合構成市内に本社・本店を有する企業を正とします。組合構成市内にある支店や営業所から購入した場合は、地元経済への貢献金額の中に含めないのをご注意ください。
1-41	53	別紙4	3	(2)	地域経済への貢献金額未達成に係る措置	運営期間において各年度ごとに地域経済への貢献金額の確認がなされませんが、維持補修業務などで必ずしも施工時期が明確にならないものがございます。従いまして計画年度を含む複数年度で達成状況を確認するような仕組みにご変更願えないでしょうか。	左記の場合は、入札説明書P. 52(2)運営期間に記載する“ただし書き”に該当すると判断します。ただし、委託期間終了時に未達成の場合は、記載の計算式による組合への支払いを求めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-42	54	別図1			入札書等の提出用封筒作成要領	外封筒、中封筒ともに封かんする際に使用する印は代表者印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-1	-	-	-	-	-	入札書類の提出にあたり、入札書類作成以外に使用しないことを条件として、要求水準書のWordデータ一式をご提供願います。	要求水準書のWordデータを提供します。 なお、配付対象者は本事業への参加を希望する企業とします。配布を希望する企業は令和2年4月1日までに入札説明書の「第6章1(12)事務局」へ連絡ください。組合事務局より順次、郵送にて送付します。送付しましたら電話にて連絡します。
2-2	4	第1部	第3章	1.3	(1)ウ 着工日	令和3年10月(予定)と記載されておりますが、それ以前に着工に必要な手続き等が完了して、着工可能であれば、着工しても構わないとの理解で宜しいでしょうか。建設予定地の造成工事は別途工事となっております。造成工事は本施設の現地工事着工する令和3年10月までには完了しているものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-3	4	第1部	第3章	1.3	(2)ウ 運営期間	運営期間開始令和6年4月1日からとの記載がありますが、それ以前に工事を完了、運営開始という取り扱いが可能かについてご教示願います。	要求水準書のとおりとします。
2-4	5	第1部	第3章	2.2	本施設の運営業務	「運営事業者は、組合と締結する運営業務委託契約に基づき」との記載がございますが、「運営事業者は、組合と構成員が締結し、その構成員より受託者の地位並びに権利及び義務の承継を受けた運営業務委託契約に基づき」と読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-5	7	第1部	第3章	第2節.3	(1) イ 造成工事 (調整池、災害廃棄物仮置場、搬入道路を含む)	「造成工事 (調整池、災害廃棄物仮置場、搬入道路を含む)」が組合様が行う業務となっていますが、これら造成工事の完了時期をお教え下さい。 また、造成工事期間中に建屋設計に伴う追加の地質調査が必要となるため、工事中の造成地への立入り許可をお願いします。 調査時期は、おおよそR2.11~R3.1の間の内、2週間程度の予定となります。	造成工事の完了時期は、令和3年5月頃を予定しています。 なお、建屋設計に伴う追加の地質調査については、設計協議の段階で造成工事を行う事業者と調整をしたうえで、認められた場合は可能とします。
2-6	7	第1部	第3章	2.3	(1)イ 造成工事	イ 造成工事 (調整池、災害廃棄物仮置場、搬入道路を含む) を行うにあたって工事概要、工程に関してご教示願います。尚、本業務着工時点では造成工事についてはすべて完了しており、本業務との調整が無いとの理解で宜しいでしょうか。	造成工事の完了時期は、令和3年5月頃の予定です。
2-7	7	第1部	第3章	第3節	事業用地の概要	事業用地は既存森林エリアを伐採・伐根して切盛造成されるものと思われます。建設工事に際し、地中障害となるものや土地汚染等はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-8	7	第1部	第3章	第3節	事業用地の概要	添付資料「事業用地について」で、門扉②に接続する搬入道路は「通常は使用しません。災害発生時などで・・・使用を想定しています。」とありますが、通常時の場内搬出入車両動線には組込む必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-9	7	第1部	第3章	第3節.1	(2) 敷地面積	「敷地面積 事業用地面積：約24,300 m ² 」は、添付資料「事業用地について」に於ける茶色の着色部のみで、その周囲の造成法面部は外構整備に於いても整備対象外エリアと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-10	7	第1部	第3章	3.1	(2) 敷地面積	現況測量図（縦横断図等）及び敷地求積図をご提示ください	添付資料「縦横断図等」をご参照ください。 ただし、添付資料「縦横断図等」にない図面については、現在作成中のため提示することができません。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-11	7	第1部	第3章	3.1	(2) 敷地面積	敷地面積 事業用地面積：約24,300 m ² 、添付資料「事業用地について」を参照との記載がありますが、着色された箇所についてはすべて利用可能との理解で宜しいでしょうか。	添付資料「事業用地について」のうち、事業用地面積（橙色）で示している範囲はすべて利用可能です。
2-12	7	第1部	第3章	第3節.2	(2) 計画地盤高	造成完了時、事業用地は平坦状態、搬入道路は舗装完了と思われます。事業用地と接する部分の搬入道路舗装天端レベルをお知らせ下さい。もし、事業用地造成レベルと搬入道路舗装レベルが同じ場合、事業用地内で外構舗装厚分の鋤取が発生し、大量の残土を場外処分しなければならないことも予想されます。造成工事に於いて整備される搬入道路の舗装天端レベルを事業用地の造成天端レベルより40～50cmほど高くして頂くことは可能でしょうか。	搬入道路舗装天端はEL=24.70として計画ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-13	7	第1部	第3章	第3節.2	(2) 計画地盤高	「計画地盤高は、添付資料「造成計画図」を参照すること。」とありますが、「造成計画図」に於いて事業用地内の詳細な造成計画レベルが不明です。敷地北東端のEL=26.3部が造成盤の最高レベルで、搬入道路との接続部に向かって下り勾配で造成されるものと考えて宜しいでしょうか。その際、搬入道路接続部に於ける事業用地の造成レベルをご教示願います。	前段は、お見込みのとおりです。後段は、No2-12をご参照ください。
2-14	7	第1部	第3章	第3節.2	(2) 計画地盤高	添付資料「事業用地について」にて、排水取合点は門扉①の付近とありますが、排水取合点に於ける排水管の管底レベル及び排水管のサイズをご教示願います。	排水管は埋設しません。排水取合点は道路側溝（300×300 落蓋側溝）とします。
2-15	7	第1部	第3章	第3節.2	(2) 計画地盤高	添付資料「造成計画図」に於いて、造成レベルがEL=26.3であった場合、盛土造成されるエリアがあります。盛土造成工事に於いて地中排水管の敷設予定がありましたら、その管路図をお知らせ下さい。また、地中排水管を敷設される場合、地中排水管を本施設の基礎地業に障害とならない位置へ変更願うことは可能でしょうか。	地中排水管を敷設する予定はありません。
2-16	7	第1部	第3章	第3節.2	(2) 計画地盤高	添付資料「造成計画図」に於いて、事業用地の周囲に法面があり、その法肩・法尻部に2重線の記載があります。この2重線は造成工事にて整備される基幹排水側溝と考えて宜しいでしょうか。	2重線は基幹排水側溝です。造成工事では素掘りまで行います。このため、建設事業者にてU字側溝などに整備してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-17	7	第1部	第3章	3.3	都市計画 事項	緑化率のご指定は無いものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 県立自然公園条例等において、緑化率に係る指定はありません。
2-18	7	第1部	第3章	3.3	(5) 保安 林 (民有 林)	一部指定ありについて、配置計画上の制約事項の有無、および制約事項がある場合はその内容について、ご教示ください。	保安林 (民有林) に関する配置計画上の制約事項はございません。
2-19	8	第1部	第3章	第3節.5	搬入道路	「搬入道路の維持管理 (清掃、・・・等) は運営事業者とする。」とありますが、施設建設期間中、搬入道路へ一般車両の進入 (通行) はないものと考えて宜しいでしょうか。また、建設事業者が占有する形で管理及び利用が可能と考えて宜しいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、お見込みのとおりです。 なお、造成の期間によっては工事車両が通行する可能性があります。
2-20	8	第1部	第3章	3.5	搬入道路	「搬入道路の整備は組合が行うが、搬入道路の維持管理 (清掃、植栽管理、安全・防災管理、簡易な補修等) は運営事業者とする。」との記載がありますが、事業費算出に必要な搬入道路整備概要に関してご教示願います。	添付資料「搬入道路の舗装構成」をご参照ください。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-21	9	第1部	第4章	第1節.1	(2) エ 自然災害 にも対応 可能な施 設	「地域の防災拠点施設を目指す。」とありますが、本施設は指定の防災拠点としての位置付けではないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-22	9	第1部	第4章	1.2	一般事項 (5)	県立自然公園普通地域内の施設とのことですが、設置にあたり必要な届け出に関して定まったものがあればご教示願います。また申請内容が新規のものか、既存申請内容の変更が必要なものがあればあわせてご提示願います。	県立自然公園普通地域内の申請・届出の様式は鹿児島県ホームページに掲載されています。届出は組合が行う予定にしていますが、届出に必要な書類の作成をお願いすることがあります。今回は、新規の届出になります。
2-23	10	第1部	第4章	1.2	一般事項 (8)	「(8) 本施設は、海岸から約2kmに位置するため、風に伴う海水の影響を考慮すること。」との記載がありますが、県内にある桜島の噴煙による下降灰等の影響は無い地域でしょうか。	時期や風向きにより桜島の噴火による降灰が年に数回ありますが、降灰による影響はないと考えてください。
2-24	11	第1部	第4章	第1節 3 3-1	(2) 処理 方式 イ マテリアル リサイクル推 進施設 (粗大ごみ 処理施設)	処理方式：保管の項目に乾電池・ボタン電池、蛍光灯・電球、使用済スプレー缶・カセットボンベ・ライター、水銀体温計がありますが、搬入量の記載がありません。貯留容量検討の為、搬入量をご教示願います。	添付資料「施設への月別搬入量実績」をご参照ください。ただし、記載のない項目については、貴社のご経験から検討ください。なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-25	11	第1部	第4章	第1節.3	(3) 処理 フロー	直接搬入ごみは、原則的にマテリアルリサイクル施設にて受入れるとありますが、可燃ごみ、不燃粗大ごみ等の混載の場合のデータ収集についてどのようにお考えでしょうか。ご教示願います。	要求水準書P.68及びP.253をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-26	11	第1部	第4章	1.3-1	(3) 処理フロー	マテリアルリサイクル推進施設で受け入れた直接搬入ごみのエネルギー回収型廃棄物処理施設への運搬について「計量を含む」とありますが、搬入時点で計量されていますので、運搬時の計量は不要と考えて宜しいでしょうか。重複計量となり不整合が発生すると考えられます。	破碎後の可燃残渣量などを算出するために必要と考えております。集計上、重複計量とならないようにしてください。
2-27	12	第1部	第4章	第1節 3 3-2	(1) ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度	最大搬入・搬出車両において想定しておられる下記車両諸元をご教示願います。 1. 車種 5.5t パッカー車、15t つかみ車 2. 寸法 1) 全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース 2) フルダンプ時の後輪センターからテールゲート端までの寸法 (パッカー車のみ)	添付資料「搬出入車両の車両諸元について」をご参照ください。ただし、記載のない項目については、貴社のご経験から検討ください。なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-28	12	第1部	第4章	1.3-2	(1)ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度	搬出車両 飛灰（資源化）の搬出頻度は適宜とありますが、1台に何t/何袋程度運搬できますか。	既施設では、1台に20t以内、フレコンバック33袋～36袋程度（1t袋、600kg程度）を運搬しています。
2-29	12	第1部	第4章	1.3-2	(1)ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度	飛灰資源化用のフレコンバックに指定はありますか。	既施設では、飛灰処理運搬業者からのフレコンバック1t袋に入れています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-30	12	第1部	第4章	1.3-2	(1)ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度	ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度の表において、し渣及び助燃剤の搬入頻度が20回/月との記載でございますが、これは月から金曜日までの平日に1日/回搬入があるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-31	12	第1部	第4章	1.3-2	(1)ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度	資源化物（鉄・アルミ）の車種に15tつかみ車が指定されていますが、車両情報（容量、寸法等）についてご提示をお願いします。	No2-27をご参照ください。
2-32	12	第1部	第4章	1.3-2	(1)ア 車両の最大車種、搬入・搬出方法及び頻度	資源化物（鉄・アルミ）の車種に15tつかみ車が指定されていますが、積込は事業者所掌となっています。 ・P189の貯留ヤードにて使用するものでしょうか？ ・車両付属のクレーンを使わない積込でも宜しいでしょうか？	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、お見込みのとおりです。
2-33	13	第1部	第4章	第1節 3-2	(2) ごみ搬入車両等の搬入台数	各々の地域への平均車両台数について記載がありますが、焼却施設と粗大ごみ処理施設へのそれぞれの搬入台数についてもご教示願います。	添付資料「施設への搬入台数実績」をご参照ください。 ただし、記載のない項目については、貴社のご経験から検討ください。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-34	13	第1部	第4章	1.3-2	(2)イ ごみ搬入車両等の搬入台数	イ 繁忙期（12月）の本施設の計画搬入台数の表をご提示いただいておりますが、日最大の搬入車両台数時の時間帯別の搬入台数を、可能でしたらご教示願います。	No2-33をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-35	15	第1部	第4章	1.3-5	適正処理 困難物と して指定 したもの	ペットの死骸及び動物の死体に関して、※での注記がございますが、※の協議により、焼却施設での受入件数は、現状実績で年間どの程度あるのかご教示願います。	年1回程度ですが、実績がない年もあります。
2-36	15	第1部	第4章	第1節.4	(1) 造 成計画	「工事にあたっては、敷地外への残土処分が少なくなるよう配慮すること。」とありますが、工事にて発生する残土(杭残土を含む)を極力場外へ搬出しないように外構及び建屋の設計GLレベルを建設事業者にて設定することが可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、搬入路の排水勾配に留意してください。
2-37	15	第1部	第4章	第1節.5	(1) 建 築工事	「エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設は別棟とする。」とありますが、機能及び構造的に完全分離した場合、エキスパンションジョイントで両施設を接続させることは可能でしょうか。	不可とします。
2-38	16	第1部	第4章	第1節.6	(5) 委託 業者、許 可業者車 両、一般 搬入車両 等の2回 計量	「委託業者、許可業者車両、一般搬入車両等の2回計量」とありますが、計量システムへの登録車両は、搬入時の1回計量と考えて宜しいでしょうか。	2回計量とします。
2-39	16	第1部	第4章	1.6	動線計画 (5)	2回計量に配慮し、動線計画を行いますが、飛灰(資源化)搬出車両(20.7tトレーラ車)についても、2回計量の想定が必要でしょうか。	飛灰(資源化)は、フレコンパック毎に測定し、管理する方法も可とします。この場合は2回計量の対象外とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-40	17	第1部	第4章	2.1-1	(2) 計画ごみ量	し渣及び助燃剤との記載がありますが、助燃剤の内容をご教示願います。またし渣及び助燃剤量割合についてもご教示願います。	前段は添付資料「アクアセンター万之瀬のし渣及び助燃剤の状況」をご参照ください。 搬入方法は混在で野積みです。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。 後段はし渣5%程度、助燃剤95%程度です。 また、含水率は70%以下です。
2-41	17	第1部	第4章	2.1-1	(2) 計画ごみ量	災害廃棄物については、災害発生時、災害廃棄物仮置き場に一旦搬入され、そこから焼却計画にあわせて施設に搬入されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、災害廃棄物の焼却計画については、組合及び構成市との協議とします。
2-42	17	第1部	第4章	2.1-1	(2) 計画ごみ量	「災害廃棄物量 3,576 t」は、他計画処理量 35,366 tとの合計38,942 tを1年間で処理を行える施設計画を提案するものの、入札金額算出や提案書類作成においては、災害廃棄物量を含まない、35,366tを1年間で処理すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-43	17	第1部	第4章	2.1-1	(2) 計画ごみ量	年間の計画ごみ量をご提示いただいておりますが、操炉計画の計画精度を高めるために、現状の月別搬入量実績をご教示願います。	既存施設に問合せ中です。 資料がまとまり次第、添付資料として送付します。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-44	19	第1部	第4章	2.1-1	(3) 計画ごみ質	過去の分析データについて、可能な範囲、できれば過去3年程度についてご提示ください。	既存施設に問合せ中です。 資料がまとまり次第、添付資料として送付します。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-45	20	第1部	第4章	第2節 1 1-2	(7) 主要 設備方式 (基本条 件)	「ごみクレーンのバケット形式；ポリップ式」と記載があります。一方で74頁2-6ごみクレーン(3)ウ(ア)では、「形式〔ポリップ式またはフォーク式バケット〕」と記載があります。ごみクレーンのバケット形式は〔ポリップ式またはフォーク式バケット〕から事業者提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-46	20	第1部	第4章	第2節 1 1-2	(7) 主要 設備方式 (基本条 件)	付帯設備に車庫棟が記載されていますが、駐車台数及び車種の想定がありましたら、ご教示願います。	駐車台数は5台以上とします。車庫棟の面積は奥行き12m×幅4m×5台=240㎡以上とします。
2-47	20	第1部	第4章	2. 1-2	(7) 主要 設備方式	余熱利用設備の発電機定格出力が2000kW未満との記載がございますが、これは、電力会社系統へ流す売電電力の上限を表し、場内での使用電力は除くものとの理解で宜しいでしょうか。	電力会社との協議結果を踏まえ、場内での使用電力を含めて2,000kW未満とします。
2-48	21	第1部	第4章	第2節. 1-3	(1) 場内 プラント 関係	「また、余熱を利用し発電を行い、エネルギー回収率16.5%以上を達成すること。」とありますが、エネルギー回収率16.5%は基準ごみにおいて達成するものと考えて宜しいでしょうか。	基準ごみに限定しません。循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収率算定方法を踏まえて、提案してください。
2-49	21	第1部	第4章	第2節. 1-3	(1) 場内 プラント 関係	「また、余熱を利用し発電を行い、エネルギー回収率16.5%以上を達成すること。」とありますが、エネルギー回収率16.5%には、外部施設への熱供給4GJ/hは含まないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-50	21	第1部	第4章	2.1-4	(7) 焼却 残渣のダイオキシン類含有量	3ng-TEQ/m ³ Nとありますが、3ng-TEQ/gの誤記ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-51	23	第1部	第4章	2.1-6	(1) 溶出 基準	六価クロムの基準値が0.5mg/L以下となっていますが、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」においては、1.5mg/L以下とされています。変更されている理由がありましたらご教示願います。	1.5mg/L以下に修正します。
2-52	26	第1部	第4章	3.5	組合のモニタリングへの協力	貴組合により実施される建設事業者及び運営事業者が行う業務の実施状況についてのモニタリング（監視）に対して、事業者が行うべき必要な協力について具体的にご教示願います。	入札説明書等に従い、組合に書類提出、説明、現場確認等、事業者が行う各種業務の監視、確認等への協力等を想定しています。
2-53	26	第1部	第4章	第3節7	地元雇用・地元企業の活用	「組合構成市内に本店又は支店を有する企業」とありますが、地元企業の定義は、入札説明書p52及び様式15号-1-7(別紙1)に記載のとおり、「貴組合管内に本店又は本社を有する企業」との理解でよろしいでしょうか。	貴組合管内に本店又は本社を有する企業を正とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-54	29	第2部	第1章	第1節 1 1-3	(2)	「設計を行う管理技術者及び照査技術者の資格要件は一級建築士とすること」と記載があります。一方で、建設工事請負契約書(案)8頁の管理技術者及び照査技術者の定義には一級建築士の記載がありません。管理技術者及び照査技術者は一級建築士である必要はないと理解してよろしいでしょうか。また、機械設備設計を行う管理技術者及び照査技術者の資格要件にも一級建築士は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-55	29	第3部	第1章	1. 1-3	1-3 法定資格者の配置	(3)ア及びイの資格者の配置について工事開始前とは、基礎工事開始前より現場に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	現場着工（本工事着工）時点を示しています。
2-56	30	第2部	第1章	第1節 1 1-5	生活環境影響調査の遵守	生活影響環境調査の縦覧が令和2年6月頃のご予定のため、同月に提出する入札提案書類に生活環境影響調査の結果を反映できない可能性があります。この場合、生活環境影響調査の結果に基づく仕様変更が発生した場合は、建設工事請負契約書（案）の第19条が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	協議したうえで、変更に必要な手続きを行い変更することになります。が、事業者のこれまでの経験を踏まえて要求水準を満たしている提案をしてください。
2-57	30	第2部	第1章	1. 1-5	生活環境影響調査	縦覧が令和2年6月頃の予定とありますが、入札日が6/30ですので、6月第1週での縦覧を要望致します。縦覧前に各種検討のため現況調査結果について開示頂けないでしょうか。	前段は、出来る限り善処します。後段は、現時点では開示は難しいと判断していますが、開示可能となった場合には、参加資格を有する事業者へ送付します。なお、素案についてはNo1-3をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-58	30	第2部	第1章	1.2	全体計画 (3)	「なお、組合にて測量調査・地質調査を実施中であるが、入札公告時には調査を完了する予定である。建設事業者において調査が必要と判断する場合は、建設事業者の負担で調査を行うこと。」との記載がありますが、事業用地調査にあたって諸手続き等あるようであればご教示願います。	特にございません。
2-59	34	第2部	第1章	2.1	(1) 電気 供給施設	電気供給施設は、建設事業者にて電力会社と協議を行うと記載がありますが、協議により電力引込柱の位置については事業者にて決定することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-60	34	第2部	第1章	2.1	(2) 上水 道施設	上水道本管のインフラ図及び水圧をご教示ください。	添付資料「上水道インフラ図」をご参照ください。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。 なお、水圧は2～3 kgf/cm ² です。
2-61	34	第2部	第1章	2.1	(2) 上下 水道施設	生活用水は砂丘の杜きんぼうに隣接する道路の地下部に埋設されている上水道管（H I V P管（口径75mm））を利用するものとする。との記載がございましたが、具体的な位置をご教示頂けないでしょうか。	No2-60をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-62	34	第2部	第1章	2.1	(2) 上水道施設	<p>「プラント用水は井水とする。組合が用意する井戸を使用しても構わないものとし、必要に応じて敷地内にさく井工事（ポンプ等含む）を行うこととする。」とのことですが、既設井戸設置箇所、状態が分かり資料をご提示願います。また水質データについては添付資料でご提示顶きましたが、取水量データあればご提示ください。また井水についての取水については年間を通して変動がないことで宜しいでしょうか。</p>	<p>既設井戸は組合の井戸ではありません。（南さつま市の井戸） 既設井戸の位置は、令和2年3月2日から令和2年3月11日の間に配付した入札説明書等の添付資料「水質検査報告書」をご参照ください。 既設井戸設置状態は、添付資料「水質検査報告書②」をご参照ください。 なお、添付資料「水質検査報告書②」の送付については、No2-1をご参照ください。 既設井戸の取水量データはありません。 なお、組合が用意する井戸は、事業用地内に新規で用意する予定にしています。 井水についての取水は既設井戸との相互干渉がない限りは変動がない見込みです。</p>
2-63	34	第2部	第1章	2.1	(2) 上水道施設	<p>「ただし、井戸が使用できないなどの緊急時には、上水を利用できるようにすること。建設事業者は、本施設で使用する生活用水への給水量等を考慮して、南さつま市水道課へ申請を行い本施設内に上水道管を引込むこと」との記載がありますが、添付資料「事業用地について」で上水の取り合いは門扉①付近と記載されていますので、ここからの引き込みが本業務範囲との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-64	34	第2部	第1章	第2節 1	(2) 上水道施設	「プラント用水は井水とする。組合が用意する井戸を使用しても構わないものとし、・・・」と記載がありますが、組合様用意の井戸とは、添付資料 N04「水質検査報告書」の地点2（北側小戸）を指すのでしょうか。別途計画の場合は位置をご教示願います。また、取水可能量をご教示願います。	No2-62をご参照ください。
2-65	34	第2部	第1章	第2節 1	(2) 上水道施設	「給水に係る分担金、申請手数料、分岐立会費用等は、建設事業者が負担すること」と記載がありますが、建設事業者では各々の費用の想定ができませんので引込み工事に係る費用をご教示願います。	ご経験から想定ください。 なお、上水の取り合いは門扉①付近です。
2-66	34	第2部	第1章	第2節. 1	(2) 上水道施設	「プラント用水は井水とする。組合が用意する井戸を使用しても構わない」とありますが、組合様が用意される井戸は、建築工事着手時には出水が可能な状態であり、工事用水として利用が可能であるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-67	34	第2部	第1章	第2節. 1	(2) 上水道施設	添付資料「事業用地について」の取り合い点での水圧をご教示ください。	No2-60をご参照ください。
2-68	34	第2部	第1章	第2節. 1	(3) 下水道施設	「生活排水は浄化槽で処理後、河川放流とする。」とありますが、ここで言われる河川とは、調整池に排水接続される雨水排水路（進入道路に別途整備される排水側溝等）と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-69	34	第2部	第1章	第2節.1	(3) 下水道施設	添付資料「事業用地について」には排水の取り扱い点が記載されていますが、最終的な河川放流ルートについてご教示願います。	取り扱い点より、調整池を經由して万之瀬川に放流する予定です。
2-70	34	第2部	第1章	2.1	(3) 下水道施設	浄化槽で処理後河川放流とありますが、浄化槽処理水は、敷地内側溝・調整池を經由して河川放流と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-71	34	第2部	第1章	第2節.1	(6) 雨水	「敷地内の雨水は、余剰水を河川に放流するものとする。」とありますが、敷地内で利用されない雨水は、調整池に排水接続される雨水排水路へ放流するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-72	34	第2部	第1章	2.1	(6) 雨水	「本施設内の雨水が調整池に流れるよう…」とありますが、ご計画の調整池について、流量計算書及び流域系統図をご提示ください。	鹿児島県河川課と協議中です。協議がまとまり次第、入札参加資格を有していることを確認した事業者へ添付資料として送付します。送付時期は5月を予定しています。
2-73	35	第2部	第1章	第3節.1	(4)	「建設工事については、原則として、仮設工事も含めて事業用地内で行うものとし…」とありますが、組合様が整備される「災害廃棄物仮置場」を、仮設用地(仮設駐車場に限らない)として利用することも可能と考えて宜しいでしょうか。	敷地造成と合わせて災害廃棄物仮置場も整備する予定にしています。状況にもよりますが、協議のうえ、利用できる場合は利用可能と考えます。利用した際は、原状に回復することが条件になります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-74	35	第2部	第1章	3.2	作業日及び作業時間 (1)	「なお、事前に組合と協議のうえ、職員・作業員の週休2日を設定することにより、土曜日の作業を行うことは可とする。」との記載がありますが、やむを得ず日曜に作業を行う必要が発生した場合についても協議を行い作業を行なえることを可とすることは可能でしょうか。	協議のうえ、法令の遵守を前提に、組合がやむを得ないと判断した場合のみ可とします。
2-75	36	第2部	第1章	第3節.5	(1)	「敷地内において組合が発注した別途工事の請負事業者との調整を率先して行い、工事が円滑に施工できるよう協力すること。」とありますが、具体的に予定されている別途発注される工事とのその施工時期をご教示願います。	造成工事が令和3年5月頃まで行われる見込みです。そのため、ボーリング調査を行う際には造成工事側との調整をしてください。
2-76	38	第2部	第1章	第3節8	(6) その他	地下埋設物が確認された場合、費用・工期について、精算させて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-77	39	第2部	第1章	3.9-1	(5) 仮設事務所等ウ	「組合の監督職員詰所には、給排水設備、空調設備、電気設備及び電話（ファックス付、LAN対応、光ケーブル）」とありますが、現況のインフラ状況についてご教示願います。	何も整備されていません。
2-78	40	第2部	第1章	3.10	工事施工 (6)	「(6) 工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。」との記載がありますが、周辺国道から事業用地までの指定ルートについてご教示願います。また、指定ルートでの通行時間制限等もあれば合わせてご教示願います。	検討していません。 工事開始前までには、指定ルートを提示する予定にしています。 指定ルートに係る制限等についても提示する予定にしています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-79	42	第2部	第1章	5.1	試運転 (8)	試運転時に売電収入が発生した場合、貴組合及び建設事業者どちらの収入との理解で宜しいでしょうか。	建設事業者の収入とします。
2-80	46	第2部	第1章	6.1-6	性能試験 の測定項目	排水処理施設の水質について、排水基準の項目を測定することになっていますが、これは排水基準が定められている生活排水について測定するという理解で宜しいでしょうか。	プラント系が対象です。応募者自らの設定する再利用水の基準を見据え、参考として測定するものです。
2-81	48	第2部	第1章	6.1-6	性能試験 の測定項目	用役類、薬崎、油脂類等で自動計測及び目視計測が指定されていますが、自動計測のない少量使用薬品や油脂類については目視計測のみで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-82	49	第2部	第1章	6.1-6	性能試験 の測定項目	マテリアルリサイクル推進施設の選別機能において、可燃性残渣のみ低位発熱量を測定することになっていますが、選別性能には関係がないため省略して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-83	49	第2部	第1章	6.1-6	性能試験 の測定項目	マテリアルリサイクル推進施設の用役類、薬劑、油脂類等について、自動計測及び目視計測が指定されていますが、連続使用するものはないので全て目視計測で宜しいでしょうか。	No2-81をご参照ください。
2-84	65	第2部	第2章	1.8	地震及び 災害対策 (4)	(4) 大型機器を支持する炉鉄骨(ボイラほか)等は、建築基準法の保有耐力設計を実施し、それ以外の鉄骨(歩廊鉄骨ほか)等は、保有耐力設計は不要と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-85	67	第2部	第2章	2.1	計量機 (3)ウ 主要寸法	L:8.0m以上との指定がありますが、添付資料でご提示の飛灰（資源化）搬出車両（20.7tトレーラ車）が計量可能な寸法を事業者で提案するものと理解してよろしいでしょうか。その場合、飛灰（資源化）搬出車両（20.7tトレーラ車）の軸間距離の提示をお願いします。	前段は、No2-39をご参照ください。後段は、No2-27をご参照ください。
2-86	69	第2部	第2章	第2節 2 2-1	(5) 特記 事項 イ	「10tロングダンプ車両が安全に旋回…」と記載がありますが、12頁の「ごみ搬出入車両の仕様」には記載がありません。最大搬入車両は10tロングダンプ車と理解してよろしいでしょうか。また、車両諸元をご教示願います。	前段は、10 t 天蓋付ダンプ車が安全に旋回できる広さとダンプ投入が十分な高さを確保することと読み替えていただきますようお願いいたします。後段は、No2-27をご参照ください。
2-87	72	第2部	第2章	第2節. 2-4	(4) 特記 事項 ア	「ア パッカー車（4 t 程度）からのダンピングによる展開検査が可能となる構造とし、…」とありますが、2回程度に分けて検査すると考えて宜しいでしょうか。	可とします。提案ください。
2-88	85	第2部	第2章	3.4-1	燃料貯留 槽 (6)特記事 項 オ	電流陽極方式の電気防食は、直接埋設式鋼製タンクにおける腐食による流出防止対策のご要求であり、危険物関連法規に準拠したタンク室を設ける場合、適用しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、地域の状況を確認して計画ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-89	85	第2部	第2章	3.4-1	燃料貯留槽 (6)特記事項 カ	「カ 地震その他の災害発生時において、1週間程度は運転継続が可能となる量を確保すること。」との記載があります、災害発生時1週間においてはピットに保管されている廃棄物を処理することで災害廃棄物のただちの受入処理はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、緊急の受入れが必要となった場合には協力願います。
2-90	86	第2部	第2章	3.4-2	燃料移送ポンプ (4)特記事項 ア	(4)ア「非常用発電機用、予備ボイラ用の燃料移送ポンプは別途設置すること」とありますが、弊社実績では多数の案件で、非常用発電機用燃料移送ポンプと燃料移送ポンプは共用としています。そのため、非常用発電機用燃料移送ポンプと燃料移送ポンプは共用としても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-91	86	第2部	第2章	3.4-3	助燃バーナ (5)付帯機器 エ	オイルバーナを採用の場合、(5)付帯機器エ漏洩検知装置は設置不要との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-92	86	第2部	第2章	3.4-4	再燃バーナ (5)付帯機器 エ	オイルバーナを採用の場合、(5)付帯機器エ漏洩検知装置は設置不要との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-93	99	第2部	第2章	第4節 11	純水装置	「本装置は、プラント用水(上水)をボイラ用水に処理するためのものであり、純水を製造するものである」と記載があります。一方で20頁に「プラント用水：井水」と記載があります。純水装置については上水を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	井水とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-94	99	第2部	第2章	第4節. 11	純水装置	「本装置は、プラント用水（上水）をボイラ用水に処理するためのもので、純水を製造するものである。」とありますが、純水装置のプラント用水は、井水ではなく上水を使用するものと考えて宜しいでしょうか。	No2-93をご参照ください。
2-95	99	第2部	第2章	4. 11	純水装置	「プラント用水（上水）をボイラ用水に処理」「(3) キ 原水 上水」とありますが、ボイラ用の純水装置の原水は井水ではなく、上水を使用するとの理解で宜しいでしょうか。	No2-93をご参照ください。
2-96	101	第2部	第2章	5. 1-1	減温塔 (3) オ 主要材質	耐硫酸露点腐食鋼を指定されておりますが、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-97	102	第2部	第2章	第5節. 1-3	(2) 数量	「2台（交互運転）」とありますが、1号用、2号用、交互運転用の3台としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-98	103	第2部	第2章	第5節. 1-4	噴射水槽	「噴射水槽」とありますが、再利用水受水槽と兼用しても宜しいでしょうか。	兼用を可とします。
2-99	104	第2部	第2章	5. 2-1	ろ過式集 じん器 (3) オ ろ布種類 (材質)	テフロン製（PTFE）を指定されておりますが、使用実績の十分あるガラス製の採用は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-100	104	第2部	第2章	5.2-1	ろ過式集じん器 (3) ス 主要材質 (ア) 本 体外壁	耐硫酸露点腐食鋼を指定されておりますが、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-101	106	第2部	第2章	第5節. 4-1	(3) キ 水銀除去 率	「水銀除去率」とありますが、周辺施設（既存施設）における入口水銀濃度の実績をお教えてください。	既設施設では煙突の入口で調査しています。排出基準は超えていません。
2-102	109	第2部	第2章	第6節. 1-1	(7) 特記 事項 コ	「外部施設への熱供給は〔4〕GJ/hを想定すること。」とありますが、現時点で想定されている施設及び稼働時期などわかりましたらご教示願います。	施設及び稼働時期については検討中です。
2-103	114	第2部	第2章	第6節 3	場外余熱 供給装置	2020年2月7日付けで公表されました実施方針に関する意見No. 1のご回答にて『入札公告時に提示する』と記載されておりました場外余熱利用設備に関する取合点・熱供給方法(熱媒体・供給温度・戻り温度等)をご教示願います。また、想定されている取合場所及び場外余熱利用設備までの概ねの距離についてもご教示願います。	取合点は、門扉②付近とします。熱供給方法は温水とし、供給温度85℃、戻り温度60℃とします。場外余熱利用設備は検討中です。今回の事業では取合点までの施工とします。
2-104	114	第2部	第2章	6.3	場外余熱 供給装置	場外余熱の熱供給条件として、敷地境界の取合点にて85℃の温水で供給し、温水は全量、60℃で本施設に戻ってくるとして計画して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-105	115	第2部	第2章	第6節.3	(5) 特記事項 ア	熱供給配管は敷地境界でバルブ止めまでとありますが、添付図に設置位置が記載されていませんので、位置をご教示ください。	No2-103を参照ください。
2-106	120	第2部	第2章	第7節.9	(3) 主要項目	煙突の高さがGL+59m以下とありますが、造成レベル+59m (EL=85.5m) 以下と考えて宜しいでしょうか。また、煙突の高さは事業者提案が可能と考えて宜しいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。後段は、お見込みのとおりです。生活環境影響調査では煙突高さ59mの予測及び評価を予定しています。59m以下で提案する場合は、事業者のこれまでの経験を踏まえ、検討したうえで提案してください。
2-107	121	第2部	第2章	7.9	煙突 (4) 特記事項 カ	「煙突の高さは、周辺地域の景観に配慮し、出来る限り低く抑える」とありますが、生活環境影響調査との整合について、縦覧や協議によりますので、入札図書提出段階で煙突高さ低減を織り込むことは変更リスクがあります。煙突高さが低くできるように協力致しますが、契約後の協議によるものとさせていただけないでしょうか。	可とします。
2-108	121	第2部	第2章	第8節	灰出設備	「飛灰は、…。その後灰ピット又は飛灰処理物バンカ又は各ピットで貯留し、専用搬出車両に積み込むものとする。」とありますが、専用搬出車両への積み込みは灰クレーンを兼用すると考えて宜しいでしょうか。	灰（飛灰処理物）ピットはお見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-109	125	第2部	第2章	第8節 6	(3) ケ 操作方式	「[半自動及び現場手動]」と記載がありますが、163頁エごみクレーン・灰クレーンの運転制御に「攪拌、投入、つかみ量調整、積替、その他」と記載があります。灰クレーンの自動運転範囲は半自動(投入のみ)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-110	127	第2部	第2章	第8節. 8	飛灰貯留槽	「本貯留槽は、…、施設全体で併せて7日分以上を確保すること。」とありますが、フレコンパック詰め込み系と飛灰処理系の各々に7日分以上の確保が必要と考えてよろしいでしょうか。もしくは両方で7日分でしょうか。	各々の7日分は必要ありません。搬出量や搬出形態に併せて提案ください。
2-111	128	第2部	第2章	第8節. 9	(1) 形式	「テーブルフィーダー式」とありますが、搬送灰にボイラ、減温塔から排出される灰(塊状のもの)が予想されるため、性状に適したスクリュウコンベヤ式やロータリーバルブ式を提案して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-112	129	第2部	第2章	8. 11	混練装置 (3)主要項目 ア	「(3) ア 能力 最大想定量の2倍以上」「(6) ア 最大発生量を5時間で処理できること」とありますが、最大想定量の2倍以上の能力とすると、実質、1日最大発生量を2.5時間で処理することとなり、過大設備と考えられます。「(6) ア 最大発生量を5時間で処理できる」能力として宜しいでしょうか。	最大発生量を5時間で処理できる能力とします。
2-113	130	第2部	第2章	第8節. 13	飛灰処理物貯留設備	本設備は、飛灰バンカを設置する場合の仕様と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-114	132	第2部	第2章	第9節. 2	給・配水方式	[受水槽＋高置水槽、ポンプアップ]方式とありますが、加圧給水ポンプ方式を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 (必要に応じ)を追記します。
2-115	140	第2部	第2章	11.1-1	雑用空気圧縮機 (3)主要項目 カ	(3)カ 付帯機器に示される「空気タンク」、「除湿機」と「1-2空気源用レシーバタンク」「1-3 エアドライヤ」は同一の機器と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-116	141	第2部	第2章	11.2	真空掃除装置 (4)特記事項 ウ	「組合との協議により一部、可搬式の採用も可とする」とありますが、協議により、同時使用等による吸引力の低下が無く、利便性が高い可搬式を全面採用し、集中方式を採用しないことも可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-117	143	第2部	第2章	11.4-4	公害ほかモニタリング装置 (公害監視盤)	本装置の機器構成は、P171に記載の5-4環境測定表示盤(屋内型)5-5環境測定表示盤(屋外型)と考えてよろしいでしょうか?	別の用途を考えています。
2-118	143	第2部	第2章	11.4-5	その他設備	「提案に際しては、住民の興味を引く仕掛けづくりを念頭におくこと。」との記載がありますが、施設見学をされる住民の方については、近隣小学生の社会見学以外にどのような機関、団体を想定されているでしょうか。	構成市の各行政区長・地域自治組織や近隣住民等を含め、幅広く見学者を見込んでいます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-119	144	第2部	第2章	第11節.5	(3)	<p>廃物発電を除く再生可能エネルギーによる発電装置の売電は行わないこととし、廃棄物発電と系統を分けるとありますが、系統を分けると電力の使用先が限定されることとなりますので、廃棄物発電以外の再生可能エネルギーによる発電（太陽光発電等）により得られた電力は所内にて消費することを前提に系統に接続することをご提案しても宜しいでしょうか。</p>	不可とします。
2-120	144	第2部	第2章	11.5	<p>廃棄物発電を除く再生可能エネルギーによる発電装置</p>	<p>「本設備は、低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、再生可能エネルギーの導入を行うものである。特に、太陽光発電設備を設置すること。ただし、過度な容量は見込まないこと。」と記載がありますが、理解を深めることが出来るのであれば、その容量については審査対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>発電容量については審査の対象外とします。 また、「特に、太陽光発電設備を設置すること。」を削除します。 なお、県立自然公園普通地域内であることや、太陽光発電設備が身近なものとなっていることを踏まえ、太陽光発電設備以外の設備を設置し、太陽光発電設備を設置しない提案も可とします。</p>
2-121	144	第2部	第2章	第11節.6	(3) コ (ア) ろ布	<p>「(ア) ろ布 HEPAフィルタ」とありますが、粉じんなどの性状に適したフェルト（撥水处理）+HEPA（必要に応じて）式を提案しても宜しいでしょうか。</p>	提案を可とします。
2-122	145	第2部	第2章	第11節.7	(3) コ (ア) ろ布	<p>「(ア) ろ布 HEPAフィルタ」とありますが、粉じんなどの性状に適したフェルト（撥水处理）+HEPA（必要に応じて）式を提案しても宜しいでしょうか。</p>	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-123	146	第2部	第2章	11.10	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備	「電力変換装置、給電コネクタ等により構成され、電気自動車又はプラグインハイブリッド車（車種等の詳細については協議による）の蓄電池に直流で給電できるものとする。」とのことですが、急速充電設備仕様については、記載されている「徴収機能を有すること」以外に容量にもよって費用が異なることから、ご要求される容量についてもご提示願います。	容量は特に指定しません。
2-124	146	第2部	第2章	11.10	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備での充電電力量については、利用台数が少ない場合には売電電力量に対して大きな影響与えないものと想定されますが、将来的に利用台数が増加した場合には、影響が大きくなる可能性もありますので、給電した電力量は、売電電力量としてカウントするものとの理解で宜しいでしょうか。	運営期間中の状況に応じて、運営事業者と協議するものとします。
2-125	146	第2部	第2章	11.10	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備 (5)特記事項 イ	急速充電設備には、利用料期の徴収機能を有することとの記載がございますが、料金徴収業務は、運営業務に含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。また、徴収料金の貴組合への払い込みは、ごみ処理手数料の収納方法に準じるものとの理解で宜しいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。後段についても、お見込みのとおりです。
2-126	149	第2部	第3章	第1節. 3-3	高圧変圧器盤	高圧変圧器盤とありますが、高圧変圧器を低圧配電設備内に配置し、低圧配電設備と共用することをご提案しても宜しいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-127	149	第2部	第3章	1.4	高圧配電設備	「マテリアルリサイクル推進施設、管理棟（組合所掌範囲）の電気使用料金について別途積算が可能なように配慮すること」とありますが、別途精算されるのでしょうか。	別途精算は予定していませんが、別途精算が可能なように配慮してください。
2-128	153	第2部	第3章	1.6	低圧動力設備	「インバータ容量は所要電動機容量よりも1ランク上位の容量のものとする」とありますが、実績にて問題ありませんので、適正容量を選定することで宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-129	153	第2部	第3章	1.6-1	低圧動力制御盤 (3)主要項目 ア	「(3)ア 定格容量 400V」とありますが「定格電圧 440V」と読み替えて宜しいでしょうか。	可とします。
2-130	158	第2部	第3章	1.7-2	無停電電源装置	本装置と直流電源装置の蓄電池は、各々の必要容量を満たすものとして兼用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-131	159	第2部	第3章	第1節.8	(1) ア	前面枠及び扉はSS400とありますが、盤の材質として一般的なSPCC、SPHC、SECC、SEHCの採用をご提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-132	170	第2部	第3章	第2節.5-2	(1) イ 測定方式	O ₂ の測定方式にジルコニア式とありますが、装置メーカー標準の磁気式をご提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-133	170	第2部	第3章	第2節. 5-2	(1) キ (イ)	「測定レンジについて1000ppm/hまで測定できる装置とすること。」とありますが、排ガス基準でもある実際の濃度に対し、あまり大きなレンジを採用すると低濃度域での計測となり測定誤差（JIS規格において測定レンジの2%以内）が大きくなります。従いまして測定レンジは低濃度域でも誤差の少ない200ppmレンジをご提案しても宜しいでしょうか。	切替が可能なものとしてください。
2-134	171	第2部	第3章	第2節. 5-2	(3) イ 測定方式	ばいじん濃度計の測定方式に近赤外線光散乱方式とありますが、装置メーカー標準の摩擦電荷方式をご提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-135	175	第2部	第4章	第2節. 3-1	(5) エ	「不燃ごみは組合構成市の指定袋に入っているため、破袋作業を行うスペースを確保しておくこと。」とありますが、不燃ごみは不燃ごみ受入・選別ヤードにおいて、破袋作業及び処理不適物の除去作業を搬入された不燃ごみのすべてにおいて行うものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-136	175	第2部	第4章	第2節. 3-3	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等受入・選別ヤード	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等受入・選別ヤードに搬入される1日毎のごみ量をご教示願います。	要求水準書P. 17や添付資料「施設への搬入台数実績」を参考に検討ください。
2-137	176	第2部	第4章	第2節. 3-4	布類受入・選別ヤード	布類受入・選別ヤードに搬入される1日毎のごみ量をご教示願います。	布類の計画ごみ量は、133 t/年（令和7年度）となり、1日毎のごみ量は0.54 t/日を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-138	176	第2部	第4章	2.3-4	布類受入・選別ヤード	P11によれば布類は焼却施設に運搬して焼却処理する、とありますので、P77に記載の可燃性粗大ごみヤードと兼用することで宜しいでしょうか？	提案を可とします。
2-139	187	第2部	第4章	5.6	アルミ精選機	p.184第5節1(1)に示されるとおり「回収率、純度、効率性、経済性、処理工程上の整合性等から最適と考えられる方式、組み合わせを採用する」ものとして、アルミ純度が確保できれば、アルミ精選機は採用しなくても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-140	189	第2部	第4章	第7節.6	貯留ヤード	貯留ヤードについては、金属圧縮機を設置した場合に設置するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-141	189	第2部	第4章	7.6	貯留ヤード	搬出車両が15tつかみ車であること及び3日以上以上の容量を遵守したうえでヤード以外の貯留方式を提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-142	190	第2部	第4章	第7節.8	乾電池・ボタン電池等ヤード	「マテリアルリサイクル推進施設に搬入された乾電池・ボタン電池、蛍光灯・電球、使用済スプレー缶・カセットボンベ・ライター、水銀体温計を一時貯留するために設ける。」とありますが、各々の貯留方法にご指定があればご教示願います。	特に指定はありませんが、組合が委託する処理搬出業者から指定があった場合は指定します。専用コンテナ、フレコンバック等が想定されます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-143	193	第2部	第4章	11.1-1	真空掃除装置 (4)特記事項ウ	「組合との協議により一部、可搬式の採用も可とする」とありますが、協議により、同時使用等による吸引力の低下が無く、利便性が高い可搬式を全面採用し、集中方式を採用しないことも可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-144	201	第2部	第5章	2.8	計装用空気圧縮機	「第2部第3章第2節7計装用空気圧縮機に準じ、設置すること」とありますが、マテリアルリサイクル施設側には雑用空気圧縮機（除湿器付）を設置する考えですので、当該の機器は設置しない提案で宜しいでしょうか。	用途を満足すれば可とします。
2-145	202	第2部	第6章	第1節.1	(2) エ 植栽工事	「積極的な植栽を図るものとする。」とありますが、建設地約24,300m ² に対しての緑化率及び緑化面積1,000m ² 当たりの高・中・低木の最低植栽本数をご教示願います。また、樹種等は県立自然公園条例に則ったものと考えて宜しいでしょうか。	県立自然公園条例等において、緑化率、高・中・低木の最低植栽本数及び樹種等に係る指定はありません。周辺環境との調和から、植栽による機能が効果的に発揮できる提案をしてください。
2-146	203	第2部	第6章	第1節.2	(3) オ	「同一動線を複数回行き来する場合は通路の有効幅員は〔3.6〕m以上とすること。但し渡り廊下などの通路としてのスペースの場合は除くものとする。」とありますが、見学個所のない廊下で同一動線を複数回行き来する場合の通路の有効幅員は1.8m以上と考えて宜しいでしょうか。	可とします。
2-147	213	第2部	第6章	第2節.1-3	(1) ア.オ	管理棟組合職員の玄関と通用口は兼用として宜しいでしょうか。	兼用不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-148	214	第2部	第6章	2.1-3	(5) 倉庫 その他必要 な部屋 イ	「イ 管理棟は災害時の避難所として利用することから、災害用備蓄倉庫を設けること。災害用備蓄倉庫には、150人分×3日間程度の備蓄品や装備品が収納可能な広さとする。なお、備蓄品や装備品は組合もしくは組合構成市が準備する。」との記載がありますが、組合殿が準備する備蓄品の具体的な品物、数量及び保管するスペースとしてどの程度の広さが必要かご教示願います。	添付資料「災害用備蓄倉庫の備蓄品等について」をご参照ください。なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-149	218	第2部	第6章	第2節. 2-5	(6) オ	「重量シャッターは〔ステンレス製又はアルミ製〕とし、電動式とすること。」あり、219頁3.1.(6)では「シャッター電動スチールシャッターとし、灰搬出室のシャッターはステンレス製とすること。」とあります。 灰搬出室のシャッターは電動ステンレス製とし、内部は電動スチール製、その他の外部シャッターは建設事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりとしますが、外部は塩害に留意ください。
2-150	222	第2部	第6章		内部仕上表（工場棟）（参考）	プラットホームの天井仕上で屋根裏面断熱と記載がありますが、断熱二重折版屋根を採用の場合は裏面断熱は不要と考えて宜しいでしょうか。	可とします。
2-151	225	第2部	第6章	第3節. 1	(3) イ 路床	路床は「路床は沈下等が起こらないよう十分な施工を行うこと。」とありますが、別途工事で造成された地盤に起因した沈下等が発生した場合は、建設事業者のかし保証対象外と考えて宜しいでしょうか。	起因の確認を含め、協議します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-152	226	第2部	第6章	第3節 5	(1) 保管物	「不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、その他」と記載がありますが、その他には乾電池・ボタン電池、蛍光灯・電球、使用済スプレー缶・カセットボンベ・ライター、水銀体温計が含まれるとの理解よろしいでしょうか。また、各々の必要貯留量をご教示願います。	前段は、お見込みのとおりです。後段は、No2-24をご参照ください。
2-153	226	第2部	第6章	第3節. 4	洗車場	洗車場は、建築物ではないヤード形式(屋根等がない)と考えて宜しいでしょうか。	不可とします。
2-154	226	第2部	第6章	3. 3	雨水排水路 (1) 計画	雨水は調整池へ排水するよう計画しますが、事業用地外の排水路工事は、民間事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-155	230	第2部	第6章	4. 1-4	防災設備	防災設備の設置について、本案件について所轄消防様に問い合わせをしてもよろしいでしょうか。	不可とします。詳細設計時に問合せをお願いします。
2-156	233	第2部	第6章	第4節. 3	(8) ウ	「人荷用エレベーターは、地階を含め、全フロアに行けるようにすること。」とありますが、地階にピット(水槽や配管ピットなど)機能以外の諸室が無い場合、または、狭小なポンプ室のみの場合は、地階をエレベーターの停止階とする必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-157	244	第3部	第1章	1.2	運営前の許認可	「運営事業者が取得する必要がある許認可は、原則として、運営事業者の責任においてすべて取得すること」とありますが、施設設置者としての申請が必要な許認可は貴組合にて実施頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、運営事業者は組合の申請についても資料作成などの協力をお願いします。
2-158	245	第3部	第1章	1.4	4 保険等への加入	全国市有物件共済会の建物総合損害共済の保険料をご教示願います。	No1-34をご参照ください。
2-159	245	第3部	第1章	1.4	保険等への加入	なお、組合は全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しますが、当該保険料については運営事業者の負担とします。と記載されておりますが、 ①入札時の計画として織り込む保険料をご指定ください。 ②計画したものと実際の金額が異なる場合は、別途委託費の中で精算対象と考えてよろしいでしょうか。	No1-34をご参照ください。
2-160	246	第3部	第1章	1.9	組合への協力	組合が実施を計画している事業等の内容と、期待される運営事業者の協力内容について、具体的に御教示願います。	要求水準書のとおりですが、これに限りません。
2-161	246	第3部	第1章	2.2	2 本施設運営のための有資格者の配置	(4)～(19)の資格が例示されておりますが、法令や事業者側の計画内容によっては、不要もしくは他の資格で代用できることも考えられるため、法令等を遵守した資格者を配置するという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-162	248	第3部	第1章	3.1	(5) 運営マニュアル 維持管理マニュアル	維持管理マニュアルの注記事項に、工事費(30年間)を含むこととの記載がございますが、30年間における毎年度の工事費の予想金額をマニュアルに添付する必要があるということなのかご教示願います。また、金額は各年度における呼ば保全の維持管理状況に応じて、毎年度見直しが必要にあると想定されますが、この部分を毎年度見直し、維持管理マニュアルの改訂版として、毎年度ご承諾を頂くということなのでしょうか。もしくは、P249 2項に記載のある運営開始前に作成し、運営終了日の36ヶ月前までの実績と比較するためのコストとして、特に見直しは不要と考えて宜しいのでしょうか。	維持管理マニュアルに30年間における毎年度の工事費の予想金額の添付を求めています。 維持管理マニュアルは毎年度の改定は見込んでいません。維持管理マニュアルに則って運營業務実施計画書のうちの「イ 当該年度の修繕・更新内容、保守点検（法定点検含む。）内容及び工事費」の提示を求めています。 後段はお見込みのとおりです。
2-163	250	第3部	第1章	4.4	4 運営終了時の対応	全機能検査は、運営期間最終年度（令和25年度）に一度実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 別途、精密機能検査は実施が必要です。
2-164	250	第3部	第1章	4.4	運営終了時の対応 (3) 次期運營業者への引継等	次期運營業者に対し、最低3か月間の運転教育を実施する旨記載がございますが、運転教育は、本運營業期間内に実施できるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-165	253	第3部	第2章	1.2	2 ごみ手数料の収納など	組合が定める方法とありますが、頻度や方法について詳細をご教示願います。	収納した料金は収納した日の翌日までに組合の定める方法にて指定金融機関への払い込みとなります。 指定金融機関が休みの場合は、翌営業日までになります。 様式及び報告の方法等は、協議のうえ決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-166	253	第3部	第2章	1.1	受付管理 (1)	混載ごみについて、区分毎に搬入者へ比率を聞き取りを行うとありますが、搬入者の申告した比率で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-167	253	第3部	第2章	1.2	ごみ処理 手数料の 収納など	(2)に収納した料金は、貴組合の定める方法にて指定金融機関への払い込みとの記載がございますが、収納料金は毎日の払い込みなのか、一定期間運営事業者にて保管して、まとめて払い込みとなるのか、ご教示願います。	No2-165をご参照ください。
2-168	254	第3部	第2章	2.2	搬入管理 (2)	直接搬入ごみは原則的にマテリアルリサイクル推進施設に誘導とありますが、可燃ごみのみ等リサイクルに適さない場合は、直接エネルギー回収型廃棄物処理施設に誘導してよろしいでしょうか？	直接搬入ごみは原則的にマテリアルリサイクル推進施設としますが、事業系の可燃ごみで大量で袋に入っていない分については、エネルギー回収型廃棄物処理施設へ誘導してください。
2-169	255	第3部	第2章	2.5	災害発生 時等の協 力	災害発生時に災害廃棄物仮置き場に搬入された災害廃棄物に関して、焼却処理されたものの保管管理については業務範囲との理解しております。ご確認をお願いします。	お見込みのとおりです。
2-170	255	第3部	第2章	2.5	災害発生 時等の協 力	災害時に計画搬入量を超える多量の廃棄物を組合が処理しようとする場合、協力致しますが、施設設置届等、許認可の範囲内での対応と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-171	255	第3部	第2章	2.8	施設運転中の計測管理	本施設の運転に係る計測管理項目の表において、焼却灰の熱しゃく減量等の分析頻度が、稼働初期が「1回/月・炉」、安定操業期が「1回/月」との記載でございますが、稼働初期は各炉毎の灰をサンプリングし、安定操業期は、各炉の灰が混合されたものをサンプリングして分析するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-172	257	第3部	第2章	2.8	8 施設運転中の計測管理	敷地境界で実施する項目がありますが、測定箇所数は任意でしょうか。	敷地境界において、騒音及び振動は1回あたり4か所、悪臭は2か所とします。
2-173	260	第3部	第2章	第4節.1	備品・什器・物品の調達・管理	建設事業者が調達する備品は「組合事務室、更衣室及び休憩室等の机、椅子、書棚等の備品・物品類」とありますが、建設事業者が調達する備品は、213、214頁の1-3管理棟平面計画に記載の諸室の机、椅子、書棚等の備品・物品類と考えて宜しいでしょうか。 また、運営事業者が調達する備品とは「建設事業者が調達する備品以外の全て」と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-174	260	第3部	第2章	第4節.1	備品・什器・物品の調達・管理	「事業期間終了時にこれら備品類の財産処分については、組合と協議する。ただし、組合は、これらの買取りは予定していない。」とありますが、備品・什器・物品は、運営事業者が調達する備品類と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-175	262	第3部	第2章	5.3	場外供給	買電費用積算に必要なため、組合が整備を予定されている余熱利用施設への熱供給の開始時期と蒸気供給量(様式15-2-1(別紙1)で、蒸気供給量が0、1、2、3、4GJ/hとケース分けされているため、見積積算で使用する値が必要です)をご教示願います。	開始時期は未定です。 4GJ/h使用するものと想定してください。
2-176	263	第3部	第2章	6.2	施設外への搬出	運搬事業者への重機貸し出しに関して、運営事業者は安全管理に対して細心の注意を払いますが、契約上運搬管理会社への直接指揮権はなきたため、運搬事業者が重機使用中に事故や災害を発生させた場合は、その復旧にかかる費用を運搬事業者もしくは運搬事業者の委託者が全て負担するものとの理解で宜しいでしょうか。	重機の整備不良等、重機そのものに起因する場合を除き、お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-177	265	第3部	第2章	6.2	施設外への搬出	<p>運搬事業者に対し、重機を貸し出すことと記載がありますが、</p> <p>①乾電池・ボタン電池、蛍光灯・電球、使用済スプレー缶、水銀体温計の搬出に限るということでよろしいでしょうか。</p> <p>②運搬業者の重機使用により災害・事故・故障等が発生した場合の責任は運搬業者にあると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③重機の使用の優先権は事業者側にあると考えてよろしいでしょうか。 (運営での重機使用を優先とする。)</p> <p>④運搬事業者の責により災害・事故・故障等が発生し、そのことにより運営事業者が行うべき業務ができない場合は運營業務委託契約の債務不履行にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。 乾電池・ボタン電池、蛍光灯・電球、使用済スプレー缶、水銀体温計の搬出以外で貸し出しの依頼があった場合は、組合と対応を協議してください。</p> <p>②重機の整備不良等、重機そのものに起因する場合を除き、お見込みのとおりです。</p> <p>③可としますが、可能な限り柔軟に対応してください。</p> <p>④お見込みのとおりです。</p>
2-178	266	第3部	第2章	8.7	7 施設見学以外の住民の施設利用	<p>施設見学以外の住民の施設利用の対応は運営事業者が実施する旨記載がございますが、施設使用料の徴収も運営事業者の業務に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。また、使用料徴収が運営事業者の業務に含まれている場合、徴収料金の貴組合への引渡しは、ごみ処理手数料の収納に準じるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>前段は、お見込みのとおりです。 後段は、お見込みのとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-179	267	第3部	第2章	8.10	調整池、 災害廃棄物 仮置き場、 搬入道路の 管理	事業用地外に整備される調整池、災害廃棄物仮置き場、搬入道路は、通常業務の対象外であることから、協力は致しますが、その管理は貴組合にてお願い致したく。	要求水準書のとおりとします。
2-180	添付資料				事業用地 について	災害廃棄物仮置き場（仮設駐車場）について、建設工事中に建設事業者が利用することは可能でしょうか。可能な場合、令和3年10月から利用可能と考えて宜しいでしょうか。	No2-73をご参照ください。
2-181	添付資料	-	-	-	事業用地 について	門扉①、②に接続する搬入道路は、建設工事前までに完成し、事業者が、建設工事中に利用できるとの理解で宜しいでしょうか。	前段は、②のみ建設工事前までに完成する見込みです。 後段は、建設工事中の利用は原則的に門扉②に接続する搬入道路とします。
2-182	添付資料				事業用地 について	“搬入道路（ボックスカルバート）”とありますが、その利用目的と範囲をご教示ください。ボックスカルバートは組合整備と理解しますが、敷地内においてもカルバート取合いとする必要がありますでしょうか。カルバート有効寸法をご教示ください。	ボックスカルバートは、添付資料「事業用地について」の中で○印で示している箇所のみです。利用目的は生活道路との立体交差のためです。
2-183	添付資料	-	-	-	事業用地 について	調整池、災害廃棄物仮置き場の整備計画図をご提示願います。	調整池についてはNo2-72をご参照ください。 災害廃棄物仮置き場は、No2-72の協議内容を踏まえて計画します。 計画図がまとまり次第、入札参加資格を有していることを確認した事業者へ添付資料として送付します。送付時期は5月を予定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-184	添付資料	-	-	-	事業用地について	本資料に示す事業用地(橙色部分)と要求水準書に記載されている『敷地(7頁等)』は同一箇所と理解してよろしいでしょうか。 もし異なるのであれば、敷地境界を図示した資料をご提示願います。	お見込みのとおりです。
2-185	添付資料				事業用地について	敷地南東側搬入道路(門扉②南側)はどのようなときの利用を想定されているかご教示ください	緊急時(例えば、門扉①が使用不可等)の場合を想定しています。
2-186	添付資料				地質調査報告書	地質調査報告書における土質柱状図データをご提供頂けますでしょうか	添付資料「地質調査報告書(巻末資料)」をご参照ください。 なお、添付資料の送付については、No2-1をご参照ください。
2-187	添付資料	-	-	-	地質調査報告書	地質調査報告書の目次に記載されている「巻末資料」をご提示願います。	No2-186をご参照ください。
2-188	添付資料	-	-	-	造成計画図	縦横断面図、詳細図等のご提示願います。	No2-10をご参照ください。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
3-1	10	第4章	表3	1-(1)	施設性能とその維持	「②将来のごみ量減少に対する運転上の創意工夫について、計画性と妥当性を評価する。」との記載がありますが、事業期間におけるごみ量減少計画数値があればご提示願います。ご提示計画数値に基づき計画提案をさせていただきます。	要求水準書P. 17及び同P. 24に各年度における計画ごみ量を掲載しています。こちらをご参照下さい。
3-2	10	第4章	表3	1-(3)	公害防止基準（要監視基準値等）と遵守計画	「要監視基準等は、過度な値とせず、安全性及び経済性を考慮した値を提案すること」との記載がありますが、評価については数値の大小でなく、数値の妥当性をお示しした上で最適な数値を提案することが審査の視点という理解で宜しいでしょうか。	審査に関する質問には回答しません。
3-3	10	第4章	表3	1-(7)	地域貢献	「①本事業の実施に関して地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっていることを評価する。」についてと記載がありますが、最大限の定義（金額等）あるようであればご教示願います。	定義はありません。
3-4	10	第4章	表3	2-(1)	エネルギーの有効活用	「②操炉計画を含む売電量最大化のための運転上の創意工夫について具体性と妥当性を評価する。」条件での、計画処理量については、災害廃棄物を除いた処理量を試算条件とすることで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3-5	10	第4章	表3	3-(4)	建設時の工期遵守	審査項目として工程短縮については評価対象となりますでしょうか。	審査に関する質問には回答しません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
3-6	10	第4章	表3	6-(1)	その他独自提案	独自提案の内容については、定量化審査項目1～5に関連する項目でも対象となりますか。それとも現在審査項目としてあげられていない内容からのものでないと評価されないのでしょうか。ご教示願います。	審査に関する質問には回答しません。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-1	様式全般				—	各様式へ押印する印鑑は、参加申請書類で提出する使用印鑑届に押印された使用印を押印するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-2	様式全般				—	組合及びの組合構成市のいずれかの入札参加資格名簿の登録において、既に支社長・支店長等（受任者）への委任及び使用印鑑届の提出により支社、支店名で名簿に登録されている場合には、記入する住所・会社名・氏名・押印等は全て前述の受任者のもので行うと考えてよろしいでしょうか。 またその場合には、印鑑証明書、使用印鑑届の他に『本店から支社・支店への委任状』の提出は必要でしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 後段は不要です。
4-3	様式全般				グループ名	「企業グループ」の名称は入札参加希望者で任意で記入するという理解でよろしいでしょうか。若しくは、貴組合において名称の記入方法等がありましたらご教示願います。 (例：「【代表企業名】グループ」等)	【代表企業名】グループ」としてください。
4-4	様式全般				—	貴組合の名称や施設名はJIS改正後の『薩』（『++』の下に『卩』と『文』、『厂』、『生』）ではなくJIS改正前の『薩』（『++』の下に『卩』と『産』）で表記するものと理解して宜しいでしょうか。	JIS改正前の『薩』は、組合が作成・公表する資料に対して使用しています。このため、JIS改正後の『薩』の表記についても可とします。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-5	第2号	[1/2]			—	連絡先の記名方法は様式第7号で委任を受けたものの記名、押印ではなく、実務担当者の記名、押印をするものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-6	第2号				参加表明書	調印者は貴組合（又は組合圏域内市）へ指名願を提出している者と理解してよろしいでしょうか。（例えば、社長から九州支店長へ委任のうえ、指名願を提出している場合、九州支店長の名義で提出すると理解してよろしいのでしょうか）	お見込みのとおりです。
4-7	第2号				参加表明書	各資料にグループ名記載欄がありますが、グループ名は、グループ名の記載欄は空欄としてよろしいでしょうか。それとも入札参加者自身で代表企業名を付したグループ名を記載すれば宜しいでしょうか。	代表企業名を付したグループ名をご記入ください。
4-8	第2号				参加表明書	グループ名を記載する箇所がありますが、これは参加者が任意に名称を定めるものと理解してよろしいでしょうか。（様式第3～5号、8～10号、12～15号も同様）	代表企業名を付したグループ名をご記入ください。
4-9	第3号				構成員及び協力企業一覧表	建築物の設計を行う企業と施工を行う企業が別の場合、表のタイトルを「建築物の設計を行う企業」「建築物の施工を行う企業」と分けて記載すればよろしいでしょうか。	可とします。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-10	第4号				—	『（仮称）南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業において、[] が設立を予定する組合と建設工事請負契約を締結する者は、以下の構成とします。』との記載ですが [] 内に記入する内容は共同企業体を構成する代表企業名、構成員名を記入するものと考えて宜しいでしょうか。	共同企業体を設立する際の名称（例：代表企業名構成員名共同企業体）をご記入ください。ただし、共同企業体を設立しない場合は、様式第4号の提出は不要です。
4-11	第4号	3			共同企業体の構成	共同企業体代表者、共同企業体構成員とありますが、ここで記入する「共同企業体構成員」とは入札説明書1頁第1章 用語の定義における「協力企業」でも良い、という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-12	第5号				添付資料	消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税の納税証明書とは、「①法人税納税証明書、②法人住民税納税証明書、③法人事業税納税証明書、④消費税納税証明書」については、それぞれ未納税額がないことの証明書を添付することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-13	第5号				添付資料	法人住民税、法人事業税の納税証明書の提出について、本社（店）住所の提出とともに、受任機関（支店）住所の提出が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
4-14	第5号				添付資料	正本には原本を、副本には原本の複写を添付することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-15	第5号				添付資料	令和2年4月1日に代表者の交代する場合、法人登記簿謄本への変更の登記が4月下旬になることが想定されます。つきましては、入手次第、可及的速やかに提出致しますので、お認め頂けますようお願い申し上げます。	参加資格確認申請書類提出時は、法人登記簿謄本への変更の登記前（前代表者）の記載でも可とします。この場合、代表者が変わる旨とそれに伴う資料の差し替えが必要な箇所の一覧表（様式自由）を参加資格確認申請書類の提出時に提出ください。なお、登記が変更され次第、すみやかに郵送にて提出ください。
4-16	第5号	6			添付書類	添付書類について主たる業務を担う1者以外は該当する項目のみ提出すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-17	第5号	6			添付書類 本施設の建築物の設計・施工を行う者 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者 本施設の運営を行う者	様式第5号において、構成員及び協力企業が提出する書類のうち、様式第8号-4『技術者の配置に係る誓約書』は構成企業が各自作成し提出するのではなく、代表企業の記名、押印したものを1部提出すれば良いとの考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、提出部数は、別途定めるとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-18	第5号	6			添付書類 その他	「構成メンバー、出資割合等を記載した共同企業体協定書（共同企業体を構成する場合に提出すること。）」とありますが、要求される共同企業体協定書は様式第4号の提出により、特定建設工事共同企業体をした場合に必要という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-19	第5号	[1/4]			—	連絡先の記名方法は様式第7号で委任を受けたものの記名、押印ではなく、実務担当者の記名、押印をするものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-20	第5号	[2/4]			添付書類	構成員及び協力企業について必要な書類で印鑑証明書、法人登記簿謄本は原本と考えてよろしいでしょうか。	写し（コピー可）とします。
4-21	第5号	[2/4] [3/4]			—	様式第5号において、構成員及び協力企業が提出する書類のうち、様式第8号-4『技術者の配置に係る誓約書』は構成企業が各自作成し提出するものではなく、代表企業の記名、押印したものを1部提出すれば良いとの考えで宜しいでしょうか。	No4-17をご参照ください。
4-22	第6号				委任状 (代表企業)	委任者の欄に構成員の記入箇所がありますが、代表企業の名称・所在地・代表者名の記入、押印は必要でしょうか。	代理人欄にある代表企業の名称・所在地・代表者名の記入、押印は必要です。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-23	第7号				—	本様式の『委任状（代理人）』については、代表企業代表者（本店）から代表企業（支店）の支店長名で契約する場合等に提出するものであり、様式第6号委任状（代表企業）にて委任を受けた代表企業代表者の印（使用印）を使用する場合には提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No4-2をご参照ください。
4-24	第7号				委任状	本委任状は入札手続きのなかで参加資格申請書類を持参したり、入札提案書を持参したりする実務担当者への委任の場合に使用するものでしょうか。それとも代表企業の社長から九州支店長への委任などの意のものでしょうか。	代表企業の社長から九州支店長などへ委任する場合は提出が必要です。
4-25	第8号-1				建設工事実績	『本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の実績』を記入するにあたり、下請での実績でも良いと考えてよろしいでしょうか。（例：清掃施設工事等の異工種において当該範囲を請け負っている等）	可とします。 ただし、一次下請の場合など主体的に施工したことがわかる資料を添付してください。
4-26	第8号-1				建設工事実績	「施設概要がわかる書類」とは「施設パンフレット」または「仕様書の写し」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-27	第8号-2				設計・建設工事実績	「ボイラ・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設を証する書類」及び「施設概要がわかる書類」とは「施設パンフレット」または「仕様書の写し」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-28	第8号-3				運転管理業務実績	「施設概要がわかる書類」とは「施設パンフレット」または「仕様書の写し」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-29	第8号-4	—	—	—	技術者の配置に係る誓約書	本資料は代表企業のみ提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-30	第13号-1				設計図書仕様内容(記入表)	設計仕様書(提案内容)に記載する内容が、要求水準書と同じ場合には「同左」などの表現としてよろしいでしょうか。	「同左」との表現としてください。なお、行を追加する場合は、様式第13号-1(1)は6077行目以降、様式第13号-1(2)は374行目以降に記載してください。
4-31	第13号-1				設計図書仕様内容(記入表)	様式に記入されている頁数などについては、提出時には通し番号を記入する必要があるため様式のデータから削除してもよろしいでしょうか。	可とします。
4-32	第15号					各項目毎に枚数制限がありますが、補足説明のための資料を添付しても宜しいでしょうか。またその際添付資料として添付可能枚数についてご教示願います。また提出にあたっては、要領がございましたら開示のほどお願い致します。	補足説明のための資料は、様式第16号にとりまとめてください。作成要領や可能枚数等は指定しませんが、過度な量にならないようにしてください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-33	第15号 -1-7	(別紙1)	-	-	地域経済 への貢献 金額	地元企業Aと地元外企業Bで特定建設 工事共同企業体（甲型JV）を組成す る場合、「地元企業に係る貢献金 額」は以下を計上できるものと理解 してよろしいでしょうか。 ①地元企業Aの出資比率分の金額 （地域貢献金額=JVの受注額×地元 企業Aの出資比率） ②JVから地元企業C（下請）への発注 額のうち、JVにおける地元企業Aの 出資比率分を除く金額 （地域貢献金額=地元企業Cへの発 注額×（100%－地元企業Aの出資比 率））	可とします。
4-34	第15号 -2-1	(別紙1)			電気関係 調書（発 電電力 等）	②売電単価の記載にあたり、バイオ マス比率は要求水準書p. 19に示され る基準ごみの計画ごみ質からの算定 で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-35	第15号 -2-1	(別紙1)			電気関係 調書（発 電電力 等）	④用役内訳（年間）の記載にあた り、ごみ処理量、場外余熱利用の条 件をご教示下さい。	令和6年度の処理量をもとに算出し てください。 場外余熱利用の条件は4GJ/hとし ます。
4-36	第15号 -2-1	(別紙1)			電気関係 調書（発 電電力 等）	⑤発電量等（詳細）の記載にあた り、場外余熱利用の条件をご教示下 さい。	No4-35の回答をご参照ください。
4-37	第15号 -2-1	(別紙1)			電気関係 調書（発 電電力 等）	⑥年間発電量の記載にあたり、ごみ 処理量、場外余熱利用の条件をご教 示下さい。	計画処理量は要求水準書P17～18及 び24に記載の各年度における計画ご み量を用いて算出してください。 場外余熱利用の条件は4GJ/hとし ます。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-38	第15号-2-1	(別紙1)			電気関係調書(発電電力等)	⑥売電電力量の記載にあたり、ごみ処理量の条件をご教示下さい。また、各場外熱供給量について、24時間常時同じ熱量を供給するものとして算出することで宜しいでしょうか。	前段はNo4-37の回答をご参照ください。後段はお見込みのとおりです。
4-39	第15号-3	2	(別紙2)	費目(固定費i)		令和6年度の運営開始前に必要となる費用(開業費)は固定費iの「b その他費用」に入れるものと推測しますが、20年間総額でなく24年間総額となります。この場合、「20年間の総額」欄に含めての記載としてよろしいでしょうか。それとも固定費iと固定費iiの間に表を入れて示すか、ご教示願います。また、運営開始前の費用を含めたときの費用(年平均)の計算式は20年間か24年間(運営開始前の年数を含めた期間)どちらを選択すればよいかについてご教示願います。	組合が固定費i、固定費iiの支払う期間を入札説明書や運營業務委託契約書(案)等を用いて再確認してください。(支払期間は20年間です。)
4-40	第15号-3	2	(別紙6)	費目(固定費i)		令和6年度の運営開始前に必要となる費用(開業費)は固定費iの「b その他費用」に入れるものと推測しますが、20年間総額でなく24年間総額となります。この場合、「20年間の総額」欄に含めての記載としてよろしいでしょうか。それとも固定費iと固定費iiの間に表を入れて示すか、ご教示願います。また、運営開始前の費用を含めたときの費用(年平均)の計算式は20年間か24年間(運営開始前の年数を含めた期間)どちらを選択すればよいかについてご教示願います。	組合が固定費i、固定費iiの支払う期間を入札説明書や運營業務委託契約書(案)等を用いて再確認してください。(支払期間は20年間です。)

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-41	第15号-3	2	(別紙2)	費目 (固定費 i)		令和6年度の運営開始前に必要となる費用(開業費)は固定費iの「b その他費用」に入れ、24年間総額となりますが、「20年間の総額」欄に含めての記載としてよろしいでしょうか。	No4-39をご参照ください。
4-42	第15号 -5-1	(別紙1)			温室効果 ガスの算 定方法	温室効果ガスの排出量算定にあたり、運営期間を通じたごみ処理量、場外余熱利用の条件をご教示下さい。	ごみ量は要求水準書P. 17及び同P. 24に各年度における計画ごみ量を掲載しています。こちらをご参照下さい。 場外余熱利用の条件は4GJ/hとします。
4-43	第15号 -5-1	(別紙 1)	—	—	温室効果 ガス算定 方法の排 出係数	「排出係数は、電気事業者別排出係数・・・より設定すること。」となっていますが、温室効果ガス算定式では売電量に負の排出係数を乗じるため、排出係数が低い売電先を採用した場合に温室効果ガス削減量が少なく(低い評価と)なります。条件統一のため、算定式では各社とも一般送配電事業者への送電を想定した排出係数を採用させていただけないでしょうか。	九州電力への送電を想定した排出係数に統一します。
4-44	第15号 -5-2				景観	「イメージ図を挿入すること。鳥瞰図を利用してもよい。」とありますが、記載している7地点はイメージ図を挿入し、記載する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 記載している7地点は展望イメージ写真を挿入し、記載いただくことを想定しています。 7地点以外にも必要な地点がありましたら挿入し、記載いただいても構いません。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-45	第16号-1				処理残渣等発生量の見込み	処理残渣等発生量の見込みに記載する焼却灰及び飛灰量については、要求水準書 P263 4 焼却灰・飛灰搬出量の算定方法「焼却灰・飛灰の搬出量は、搬出割合（知覧最終処分場30%、南さつまクリーンセンター30%、資源化分（日置市分）40%）により算定する。」に基づき、資源化分（日置市分）のみを焼却灰及び飛灰について再資源化するものとし、それ以外については最終処分するものとして記載するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-46	第16号-1				処理残渣等発生量の見込み	残渣発生量を算出するにあたり、ごみ処理量をご教示ください。またここでの記載は、エネルギー回収型廃棄物処理施設のみであり、マテリアルリサイクル推進施設（破碎不燃残渣等）は含まないと考えて宜しいでしょうか。	ごみ量は要求水準書P. 17及び同P. 24に各年度における計画ごみ量を掲載しています。こちらをご参照下さい。 マテリアルリサイクル推進施設（破碎不燃残渣等）は記載不要とします。
4-47	第16号-1				処理残渣等発生量の見込み	※3に処理委託するものは全て記入とありますが、埋立処分するものと資源化するものの合計と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
5-1	2	1	物価変動	14	建設段階のリスク	貴組合が物価変動費を負担とあり、事業者は一定の範囲内は負担とありますが、建設事業者の一定範囲内の負担とは、物価変動費の内、一定範囲内を建設事業者負担で、残りを貴組合が負担するということでしょうか。また、一定の範囲内とは具体的にご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。後段は、入札説明書別紙2及び建設工事請負契約書（案）第25条をご参照ください。
5-2	2	1	物価変動	15	運営段階のリスク	貴組合が物価変動費を負担とあり、事業者は一定の範囲内は負担とありますが、運営事業者の一定範囲内の負担とは、物価変動費の内、一定範囲内を運営事業者負担で、残りを貴組合が負担するということでしょうか。また、「一定の範囲内」を具体的にご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。後段は、入札説明書別紙2及び運営業務委託契約書（案）第39条をご参照ください。
5-3	3	1	不可抗力	23	運営段階のリスク	事業者の負担として、年間委託費の1%を運営事業者が負担する旨を規定とありますが、不可抗力発生時の負担対象の経費の総額が、年間委託費の1%未満であった場合は、全額が運営事業者負担となるのでしょうか、それともその場合は、別途貴組合と分担比率を決めるのか、ご教示願います。	負担対象の経費の総額が、年間委託費の1%未満の場合は、全額が運営事業者の負担となります。詳細は、運営業務委託契約書（案）第44条及び別紙7をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
5-4	5	3	ごみ量、 ごみ質の 変動	65	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	「貴組合は用役費の増減分を負担（一定以上）」とありますが、災害ごみの種類や量によっては、施設に損耗を与えたり、運転人員数に影響がある可能性もありますので、その場合は用役費だけではなく、修繕費や人件費等の合理的な範囲の追加費用もご協議賜れますようお願い申し上げます。	協議を行うこととします。
5-5	5	3		65		実際に搬入されるごみ量が、計画処理量を超過した場合のリスクは貴組合との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 変動費の支払いによります。
5-6	5	3	ごみ量、 ごみ質の 変動	67	搬入する ごみ質	搬入するごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動についての記載がございしますが、「著しく」との記載がございしますが、運營業務委託契約書（案）P13第37条を基本とし、計画ごみ量の範囲を逸脱した処理対象物の処理のため費用が増加した場合には、協議頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5-7	5	3	ごみ量、 ごみ質の 変動	68	災害廃棄物等	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコストについて、事業者の負担として、一定の範囲の増減を負担とありますが、「一定の範囲」を具体的にご教示願います。	合理的な範囲で、組合が負担することを基本とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
5-8	5	3	ごみ量、 ごみ質の 変動	68	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	事業者が負担するリスクへの対応等で、一定の範囲の増加分を負担とありますが、想定されている値等があれば、ご教示願います。	No. 5-7の回答をご参照ください。
5-9	5	3	搬入禁止物 混入	69、70	事業者の注意義務違反の有無	「搬入禁止物の混入について、事業者の注意義務違反の場合」とありますが、廃棄物に混入する小型の搬入禁止物（小型リチウムイオン電池等）は専門的知見をもってしても排除することが困難ですので、貴組合により排出者への啓蒙を行って頂きたいお願い致します。	組合からも構成市に働きかけを行っていきます。 受注者も環境学習等への協力を通じて啓蒙の協力をお願いします。
5-10	6	3	施設破損	77	事故、火災等	事故、火災等による本移設（施設の誤記と思われま）にかかるコスト負担が事業者となっておりますが、運営事業者の責によらず、全ての事故、火災等で費用が発生した場合の負担が、運営事業者になるということでしょうか。	本移設は本施設の誤記です。 外部者（第三者）による場合は、No79のとおりです。 また、運營業務委託契約（案）に示す「不可抗力」に該当する場合は、運營業務委託契約（案）に基づき対応します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
5-11	6	3		77		住民・事業者から搬入されたごみ由来の事故火災等のリスクは貴組合との理解で宜しいでしょうか。	事業者の注意義務違反に該当するため、運営事業者のリスクとなります。善管注意義務を果たしていても、事故火災等の要因となったごみの搬入を防止または排除することができなかったことを事業者が立証し、組合が認めた場合には、組合の責となります。また、運營業務委託契約（案）に示す「不可抗力」に該当する場合は、運營業務委託契約（案）に基づき対応します。
5-12	6	3	施設破損	77	事故、火災等による本施設の復旧等にかかるコスト増大	事業者が負担するリスクへの対応等で、ごみ処理費、復旧費を負担とありますが、この場合は事業者の帰責事由による事故、火災とし、不可抗力等、事業者の責によらないものは含まれないものとしていただくようお願い申し上げます。	不可抗力は、No. 22、23のとおりです。事業者の責以外の場合はNo. 79のとおりです。
5-13	6	3	維持管理運営コスト増大	80	貴組合の責	81項に「貴組合の責によらず」との記載がございますが、「貴組合の責によるもの」については「組合の条件変更等」に含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5-14	6	3	維持管理運営コスト増大	81	事業者負担	事業者負担欄に、「増減分を負担」とありますが、「増加分を負担」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5-15	6	3	維持管理運営コスト増大	82	事業者負担	事業者負担欄に、「増減分を負担」とありますが、「増加分を負担」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6 基本協定書（案）に対する質問

質問はありませんでした。

7 基本契約書（案）に対する質問

質問はありませんでした。

8 基本契約上の地位及び権利義務の譲渡に関する契約書（案）に対する質問

質問はありませんでした。

9 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
9-1	4	5	2	1	著作権の 帰属	受注者に対して提供した情報、書類、及び図面等に関する著作権について、受注者以外の第三者に著作権が帰属するものについては、発注者に権利が帰属しないものとして、発注者との共有の著作権帰属は致しかねますので除外願います。	本質問は、第5条の2 第1項に対する質問であると解釈します。 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
9-2	4	5	2	2	著作物の 利用	著作物について、既に受注者と第三者が著作権を共同保有するプログラムを含む著作物やその改変、変形、翻訳をした二次的著作物については、複製、頒布、展示、改変、変形、翻訳その他の修正の第三者への開示については、別途協議とさせていただきます。	本質問は、第5条の2 第1項に対する質問であると解釈します。 協議には応じる可能性はありますが、基本的に建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
9-3	17	29	4	—	不可抗力 による損 害	受注者が負担すべき額は、請負代金額の100分の1を超えないものとなっています。一方で、リスク管理方針書No. 21によれば、『修復に要する費用の1%』となっています。不可抗力による損害のうち、受注者が負担すべき額は、修復に要する費用の1%と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を正とします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
9-4	別紙内訳書				内訳書	<p>内訳書の作成にあたり、各年度の処理量の基準値について、</p> <p>①計画処理量として20年間統一して算出する</p> <p>②要求水準書P17～18及び24に記載の各年度における計画ごみ量を用い、各年度毎に処理量を変えて算出する</p> <p>のいずれにより積算すれば良いかご教示願います。</p>	<p>どの書類に対する質問であるか理解できません。</p> <p>なお、運營業務委託契約書(案)の別紙内訳書でしたら、②のとおりで積算してください。</p>

10 運營業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
10-1	4~5	9	2		知的財産権	第三者が著作権及びその他の知的財産権を保有し、受託者が利用許可のみ得て委託者に提供した著作物等については、受託者の裁量によらない場合がございますので、必要に応じてご協議とさせていただきます。	協議には応じる可能性はありますが、基本的に運營業務委託契約書(案)のとおりとします。
10-2	8	22	2	6	資源物等及び余熱に係る取扱い	6号にて協議した後、当該年度の余剰電力の売電量が提案売電電力量を上回る結果となった場合、貴組合は別紙6に規定する方法により算出された金額を売電量増加分の対価(インセンティブフィー)として、運営事業者に支払うものと考えてよろしいでしょうか。 また、上回った場合の具体的な数値は入札説明書p41のインセンティブフィーが適用されるときかいてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10-3	9	第23条	4		搬入禁止物に係る取扱い	「搬入禁止物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ. . . 」とありますが、廃棄物に混入する小型の搬入禁止物(小型リチウムイオン電池等)は排除することが困難ですので、貴組合により排出者への啓蒙を行って頂きたく宜しくお願い申し上げます。	組合からも構成市に働きかけを行っていきます。 受注者も環境学習等への協力を通じて啓発の協力をお願いします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
10-4	27	別紙4			焼却灰分析頻度	焼却灰の熱しゃく減量等の分析頻度が、稼働初期が「1回/月・炉」、安定操業期が「1回/月」との記載でございますが、稼働初期は、各炉毎の灰のサンプルで、安定操業期は、各炉の灰が混合されたものをサンプルして分析するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

11 運営業務委託契約上の地位及び権利義務の譲渡に関する契約書（案）に対する質問

質問はありませんでした。